

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 運転経歴証明書の交付を申請することができる期間を延長する。(第三十九条の二の四関係)
- 二 運転免許等に関する手数料の標準を改める。(第四十三条関係)
- 三 この政令は、平成二十四年四月一日から施行することとする。(附則関係)